

埼玉県春日部市緑町 4-7-17
株式会社 柳生商会
取締役会長 柳生 信行
TEL048-735-6762
FAX048-738-8488
E-Mail n.y@yagyushokai.jp

1月15日付でもお伝えしましたが、先の閣議で、地域ならびに中小企業の工場・オフィス・店舗等の省エネ設備の導入支援として、約930億円の補正予算案が閣議決定しました。

この対象としては、従来照明からLED照明への更新や空調設備の更新なども含まれています。

又、補助率も従来弊社でおすすめていた1/3以内から中小企業及びエネルギー多消費企業では1/2以内の補助となっています。又、補助対象経費下限も従来の300万円以上から100万円以上に引き下げられ、より小規模の計画でも対象となります。

今後の予定では、国会審議を経て2月中旬までに成立、3月初旬に詳細が発表されると思われます。

通常、補助金の申請期間は、詳細発表から30日程度と非常に短期間ですので、今から申請準備（対象設備のしぼり込み、同参考見積、省エネ効果の計算など）スタートさせることをおすすめます。

弊社取扱いのLED照明はすべて、本補助金の対象要件を満たしています。

平成26年度補正予算案額 **929.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。また、地域できめ細かく省エネの相談に対応することができる体制を整備します。

● 最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）

①最新モデルかつ②旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援します。

- ◆ 支援対象機器等の範囲を予め明確にし、申請手続きを簡素化します。
- ◆ 中小企業やエネルギー多消費企業に対して補助率を引き上げます(1/2)。
- ◆ 中小企業等に対する補助対象経費下限を100万円に引下げます。

● 地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギー管理に役立つ既存設備等の改修・更新を支援します。

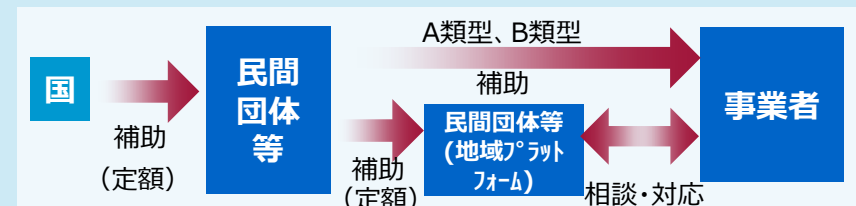
● 省エネ相談等の地域プラットフォーム構築

地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。

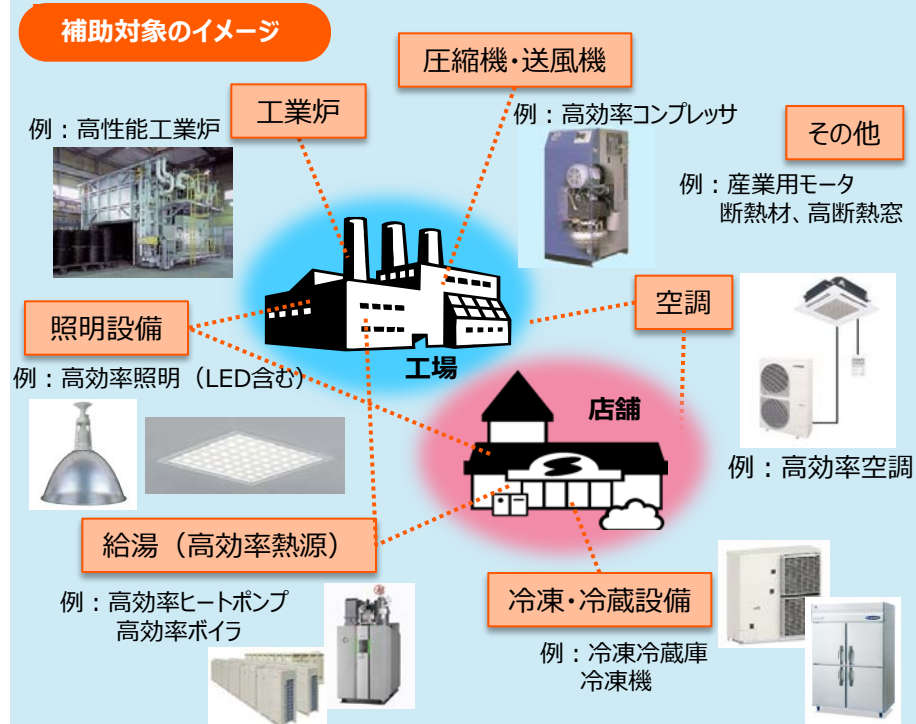
成果目標

- 最新モデルの省エネ機器の導入促進等により約1,800億円程度の設備投資を創出することにより、エネルギーコスト高を乗り越えるための企業の体力強化と、省エネ投資の促進による経済活動の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



対象者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

補助率 (A類型)

1 / 3 以内
(中小企業、エネルギー多消費企業は 1 / 2 以内)
※補助対象経費下限：補助率 1 / 3 の場合は150万円
補助率 1 / 2 の場合は100万円

補助率 (B類型)

事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※)連携事業
中小企業 エネルギー多消費企業	1 / 2 以内	2 / 3 以内
その他事業者	1 / 3 以内	1 / 2 以内

※EMSを導入してエネルギー管理支援サービスを提供する事業者

(別紙)

補助事業要件

(1) 事業予定額 929.5億円

内訳：事業費及び事務費 929.5億円

(注) 事業予定額は、平成26年度補正予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費の区分

① 事業費

民間企業等が行う、間接補助事業（事業者が実施する「最新モデルの省エネ機器等の導入支援事業（A類型）」、「地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進事業（B類型）」及び「省エネ相談等の地域プラットフォーム構築事業」に要する経費の一部補助）に要する経費

② 事務費

委員会費、印刷費、人件費、その他事業を実施するために特に必要な経費

※事務費の補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の取扱いについては、応募団体毎に個別相談。

(3) 補助率

定額

(4) 事業実施期間

交付決定日～平成27年3月31日（原則、単年度事業）

(5) 間接補助事業（予定）

以下3つの事業を行う。

① 最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）

・ 補助対象

最新モデルかつ旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援する事業

・ 補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）

事業に要する経費（設備費等）

・ 一事業当たりの補助率

1/3以内（中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内）

・ 募集方法

公募により実施

② 地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進事業（B類型）

・補助対象

【省エネ設備導入支援】

工場、事業場等（全業種）における先端的な省エネルギー設備等の導入事業

【電力ピーク対策支援】

工場、事業場等（全業種）における電力ピーク対策に資する設備等の導入事業

※両事業において、エネルギー管理支援事業者を活用して、より効率的・効果的な省エネを実施する事業（EMS事業）については、補助率のかさ上げを行う。

・補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）

省エネ設備導入支援及び電力ピーク対策支援に要する経費（設計費、設備費、工事費 等）

・一事業当たりの補助率

【省エネ設備導入支援】

単独事業 1／3以内（中小企業、エネルギー多消費企業は1／2以内）

EMS事業 1／2以内（中小企業、エネルギー多消費企業は2／3以内）

【ピーク対策支援】

単独事業 1／3以内（中小企業、エネルギー多消費企業は1／2以内）

EMS事業 1／2以内（中小企業、エネルギー多消費企業は2／3以内）

・募集方法

公募により実施

③ 省エネ相談等の地域プラットフォーム構築事業

・補助対象

地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談等に応じるプラットフォームを構築する事業

・補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）

事業に要する経費（専門家謝金、専門家旅費、出張旅費 臨時事務員雇用費 等）

・一事業当たりの補助率

定額

・募集方法

公募により実施